

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	汚染土壌処理業である法人の合併・分割に係る承認	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第27条の3第1項	
所管課	環境保全部	環境対策課
審査基準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （合併及び分割） 第27条の3 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合（汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。 2 第22条第3項の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>※第22条第3項 「汚染土壌処理業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」 参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。